

## 牛海綿状脳症（BSE）対策に対する財政措置の継続を求める件

平成13年9月、我が国において初めて牛海綿状脳症（BSE）の発生が確認され、国は、同年10月、食用として処理されるすべての牛を対象としたBSE検査を全国一斉に開始したところです。

その後、平成17年5月、内閣府食品安全委員会による20ヵ月齢以下の牛の食品健康影響リスクは非常に低いレベルに留まるとの答申を受け、国は、平成17年8月、20ヵ月齢以下の牛をBSE検査の対象外とする一方、地方自治体が自主的に20ヵ月齢以下の牛のBSE検査を行う場合は、国民の不安を払拭し、生産・流通の現場における混乱を回避する観点から、国庫補助（最長3年）を行うこととし、今日に至っています。

このような中、本年5月、国は、20ヵ月齢以下の牛のBSE検査に要する国庫補助について、平成20年7月末をもって打ち切ることを表明してありますが、依然としてBSEについては、未解明な部分が多く、また、国民の牛肉に対する不安が払拭されていないことから、20ヵ月齢以下の牛を含めた全頭検査を継続する必要があります。

よって、国会及び政府におかれては、食の安全と安心を確保するため、20ヵ月齢以下の牛を含めた全頭検査に要する経費については、国の全額負担を継続されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年6月29日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
農林水産大臣

様

仙台市議会議長 赤間次彦